

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月15日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101159号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200012号

## 第1 結論

平成19年7月から平成20年6月までの請求期間、平成22年7月から平成25年6月までの請求期間、平成26年4月から平成27年6月までの請求期間、平成28年7月及び同年8月、平成30年7月から同年12月までの請求期間及び平成31年2月から同年4月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月から平成20年6月まで  
② 平成22年7月から平成25年6月まで  
③ 平成26年4月から平成27年6月まで  
④ 平成28年7月及び同年8月  
⑤ 平成30年7月から同年12月まで  
⑥ 平成31年2月から同年4月まで

私は、請求期間について、全額免除の申請を行ったが請求期間は未納期間とされている。調査の上、請求期間の記録を全額免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、全額免除の申請を行ったと回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者に対して、平成17年\*月\*日に基礎年金番号が付番されており、初めて国民年金の被保険者となった同年\*月\*日の被保険者資格の取得処理が同年\*月\*日に行われていることから、請求期間において免除申請を行うことは可能である。

しかしながら、請求者は、複数回、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を郵送で提出した旨陳述しているものの、免除申請時期は不明であり、免除申請が行われた場合には、日本年金機構において内容の審査を行い、その後「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」又は「国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書」を請求者に送付する取扱いとなっているが、請求者は、請求期間の免除に係る通知について覚えていない旨陳述しており、請求期間の免除申請に関する状況は不明である。

また、A年金事務所は、請求期間①に係る平成21年度以前の国民年金保険料免除・納付猶

予申請書（以下「免除申請書」という。）は、保存期間満了により廃棄されており、保管されている承認済の免除申請書の中に、請求期間②から④までの期間に係る請求者の免除申請書は確認することができなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間③のうち平成 26 年 11 月から平成 27 年 6 月までの期間は、平成 28 年 12 月 14 日に免除申請が行われ、平成 29 年 1 月 30 日に免除申請の却下入力処理が行われていることが確認できる。

加えて、請求期間④については、請求者は、免除申請書の申請期間欄に「平成 28 年 7 月以降 6 年分」と記載された免除申請書を日本年金機構 B 広域事務センターに送付しており、当該申請書には令和 3 年 7 月 14 日の受付印が押印されているところ、当該受付日付時点において、請求期間④（平成 28 年度）は 2 年 1 か月を経過しており、遡って免除申請することはできない。

また、A 年金事務所は、請求期間⑤及び⑥に係る平成 30 年度の免除申請については、免除申請書の住所、氏名、生年月日、基礎年金番号及び申請期間が未記入である上、特例認定添付書類未提出のため、免除の審査を行うことができず、免除申請書を返却した旨回答している。

さらに、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の事案であり、請求期間の国民年金保険料の免除申請について、記録管理に過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101462号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200041号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA大学における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月1日から昭和39年4月1日まで

私は、昭和37年4月1日からB校で勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の適用事業所であるA大学において、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和39年4月1日となっている。

B校の教職員氏名が記載された資料を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「B校 設立趣旨 事業の特色 規約等」(以下「大学規約等」という。)及び「C資料」を提出し、これらに自身の氏名が記載されていることから、請求期間にB校に勤務していた旨主張している。

しかしながら、A大学が提出した「乞御承認 大学助手新任の件」と記載された新任採用申請書(以下「新任採用申請書」という。)及びその承認に係る人議第\*号「A大学人事議案」(以下「承認通知」という。)並びに請求者の氏名、任用年月日、所属等が記載された資料(以下「在籍記録書類」という。)によると、請求者は昭和39年4月1日にB校に採用されたことが確認できる。

また、A大学は、i) 在籍記録書類によると、請求者の採用については、昭和39年4月からの発令となっており、請求期間においては人事発令を確認することができないことから、学生としての在籍であり雇用契約はなかったと思われる、ii) 新任採用申請書に「昭和37年4月以降、A大学奨学研究生として」と記載されていることから、請求者は、請求期間において給与ではなく奨学金を得ていた可能性があり、雇用契約や給与支払はなかったと考えられる、iii) 承認通知、請求者が昭和39年3月又は同年4月に作成した請求者の身上書及び身元保証書(以下「就任書類」という。)から、請求者は昭和39年4月1日に就任し、そのタイミングで就任書類も提出されているようであるとして、請求期間においては、A大学の厚生年金保険被保険

者とはならない旨回答している。

また、大学規約等に記載された教職員 19 人（請求者を除く）のうち、住所が確認できる 3 人に同僚照会を行ったところ、二人から回答があり、一人は、請求者は請求期間において、A 大学と雇用関係のない特別研究生として B 校の用務を手伝っていたと思う旨回答し、もう一人は、請求者は学事についての業務補佐を行っていたが請求期間における請求者の身分については分からない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。